

『資
料』

『商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案』に対する

京都学園大学法学部教授会の意見

参加教授名

若林三奈（民法）	村田淑子（経済法）	坂東俊矢（民法）	小川正雄（税法）	立石雅彦（刑法）	宮川不可止（民法）	伊藤勇剛（商法）	志村治美（商法）	桜井玲二（商法）
後藤幸康（商法）								

商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案

(平成一三年四月十六日
法務省民事局参考官室)

株式関係

第一 授権株式数に係る制限の緩和及び新株発行規制の見直し

一 譲渡制限会社の授権株式数に係る制限の緩和

1 設立時の制限

会社の設立に際して発行する株式の総数は、会社が発行する株式の総数の四分の一を下ることはできないものとする。ただし、株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社においては、この限りでないものとする。

2 定款変更時の制限

会社が発行する株式の総数は、発行済株式の総数の四倍を超えて増加することはできないものとする。ただし、株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社においては、この限りでないものとする。

注¹ 授権株式数に関する上限規制（発行済株式総数の四倍）一般については、二の2と併せて、そのあり方について、なお検討する。

二 新株発行規制の見直し

1 株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある場合において、新株を発行するときは、発行することができる株式の額面無額面の別、種類及び数について、第三百四十三条に定める決議がなければならぬものとする。ただし、株主に新株の引受権を与える場合は、この限りでないものとする。

2 株主以外の者に対する、発行済株式の総数の一定の比率（例えば、五分の一）を超える新株を発行するときは、発行することができる株式の額面無額面の別、種類及び数について、第三百四十三条に定める決議がなければならないものとする。

3 第二百八十一条ノ二第三項及び第四項の規定は、1及び2の場合に準用するものとする。

注² 簡易合併、簡易株式交換等の要件の見直しについては、2と併せて、なお検討する。

第I

一 譲渡制限会社の授権株式数に係わる制限の緩和

(1) 設立時の制限

問題である。

【理由】 授権株式数に一定の枠を設けて制限してきたのは、出資者たる株主が取締役を信頼して、新株発行権限を与える一つのメルクマールであった。それが無制限に許されるとするのは、株式会社の基本的構成の放棄に他ならない。

(2) 定款変更時について

問題である。

【理由】 株式譲渡制限会社では、株主割当以外の新株発行は株主総会の特別決議が必要であるとされているから、授権株式数を発行済株式総数の4倍以内とする必要はないとの考え方からなされたものであろう。もつとも、かかる提案の背後には、ベンチャー企業における資金の迅速かつ円滑な調達を目指すことにあり、との考えがある。しかし、株式譲渡制限会社がすべてベンチャー企業であるとは限らず、もしも4倍以内と言う制限をはずすならば、取締役会による大量な新株発行が可能となる。そもそも、株式会社は出資者である株主のコントロールに服すべき存在であり、取締役会の恣意的な株式発行を無制限にみとめる訳にはゆかない。

二 新株発行規制の見直し

(1) 株式譲渡制限会社では、新株発行に特別決議を必要とするが、株主に新株引受権を与える場合は必要としない。
賛成である。

【理由】 なぜなら、全ての株主に新株引受権が与えられるのであるから、その権利は保護されることになる。とすると、何故、現行法の表現を換えなければならないのか、その真意がわからない。

(2) すべての会社について、株主外の者に一定比率を超えて新株を発行するときは、特別決議を要する。

検討を要する。

【理由】 すべての会社に適用されるとすると、株式が流通していない実質的閉鎖会社も含まれるが、その場合はどうなのか？

第二 数種の株式

一 会社は、利益若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益をもつてする株式の消却又は議決権の有無について内容の異なる数種の株式を発行することができるものとする。

二 一の場合においては、定款で、各種の株式の内容及び数を定めなければならないものとする、ただし、利益の配当について内容の異なる種類の株式の内容のうち配当すべき額については、その算定の方法のみを定めることで足りるものとする。

三 一の規定により議決権なき種類の株式を発行する場合においては、定款で、その株主が議決権を有することとなる条件又は特定の事項につき議決権を使用することができる旨を定めることができるものとする。

四 議決権なき種類の株式の総数は、発行済株式総数の二分の一を超えることはできないものとする。

五 一の場合においては、本法又は定款の定めにより株主総会又は取締役会において決議すべき事項について、定款で、その決議のほかにある種類の株主の総会の決議を要する事項を定めができるものとする。ただ

し、左の事項については、この限りでないものとする。

- 1 第二百三十七条第三項及び第二百三十八条の規定による検査役の選任
- 2 取締役の選任及び解任
- 3 監査役及び会計監査人の解任
- 4 株式の譲渡に関する取締役会の承認
- 5 会社の清算に関する事項
- 6 株主総会に関する規定は、五の総会に準用するものとする。

注1 無議決権株式については、現行の優先配当を条件とするものではなく、定款で議決権を有することとなる条件を定めることができるのこととし、現行の第二百四十二条は削除するものとする。

注2 種類株主総会を開催することができない事項について、五の各号列記以外のものがあるかについては、なお検討する。

注3 数種の株式を発行した結果として、会社の運営に著しい支障が生じた場合に、あるいは、このような事態が生じることを回避するために、数種の株式の権利内容を一斉に整理する手段を設けるかどうかについては、多数派株主の濫用の危険性も踏まえて、なお検討する。

第二 数種の株式

- ① 内容の異なる数種の株式の発行を可能

反対である。

[理由]

内容の組み合わせが多岐にわたり、投資家に分かりにくい株式制度が出現することになるのみならず、わが国において、これまで無議決権株や優先株の発行は殆ど受け入れられて来なかつたと言う株式発行の歴史、経済界の実情を振り返ってみれば、いたずらに株式の種類を創出することは、立法者の趣味の問題と思える。

②全ての会社に対して、一定比率を超える新株発行は、特別決議を要するとする点

疑問である。

[理由]

既存株主の保護と言う点では理解できるが、大規模公開会社に対しての場合、つまり資金調達の機動性（前出）との調和をどう考えているのであろうか、場合を分けて規制するならば別であるが。

二 各種の株式の内容・数を定款で定める点

疑問である。

[理由]

①定款で定めるのは、既存株主の保護に役立つと思うが、大規模公開会社の場合、定款の規定がもつ限界性が生じよう。一般投資家は分からぬ。

②トラッキング・ストックを発行する会社では、さらに配当額の算出方法を明確に公示させるべきである。そうでないと、公正な株価形成が困難となり、株価の透明性が害される恐れがある。

三 無議決権株式

必要性がないと思われる。

[理由]

わが国の株式発行の歴史を振り返ってみても、殆ど利用されず、優先配当株式との組み合わせで始めて機能

する。これと結合することを条件として、賛成。

四 無議決権株式の発行上限枠（二分の一以内）の設定

疑問である。

【理由】 資本多数決の原則の後退であり、ここまで後退を認める必要があるかは、再考を要する。

五 定款での拒否権承認

場合を分けて賛成。

【理由】 トラッキング・ストックの株主については、対象事業部門の売却・清算等に拒否権を認めるのは承認できるが、これを一般化して、ベンチャー企業以外まで適用すると、各種のグループ間での内部紛争が深刻化する恐れがある。

六 今の所、前出五に対しても、同様の立場で、今後検討したい。

第三 転換株式

一 転換の効力発生

1 転換は、その請求をした時にその効力を生じるものとする。

2 第二百二十四条ノ三第一項の期間内に株式の転換の請求があつたときは、議決権については、その期間満了の時に転換があつたものとみなすものとする。

3 会社が総会において議決権を行使すべき株主を定めるため第二百二十四条ノ三第一項の規定により定めた一定の日の後に株式の転換の請求があつたときは、議決権については、その総会の終結の時に転換があつたものとみなすものとする。

注1 現行の第二百二十二条ノ五第三項は削除するものとする。

注2 基準日以降の転換株式及び転換社債の転換等により発行した株式の議決権に関する規定の要否については、なお検討する。

注3 転換株式について、利益又は利息の配当について転換をしたときの属する営業年度又はその前営業年度の終わりにおいて転換があつたものとみなすことについては、発行決議において定めることができるようにするものとする。

二 一斉転換条項

1 会社が数種の株式を発行する場合においては、定款で、ある種類の株式を他の種類の株式に転換する旨を定めることができるものとする。この場合においては、定款で、左の事項を定めなければならないものとする。

(一) 転換をすべき事由

(二) 転換により発行する株式の内容

(三) 転換の条件

(四) 利益又は利息の配当については、転換をしたときの属する営業年度又はその前営業年度の終わりにおいて転

換があつたものとみなすこと

2 1の場合においては、株式申込証又は新株引受権証書に、他の種類の株式に転換する旨及び1の(一)から(三)までに掲げる事項を掲げなければならないものとする。

3 第二百二十二条ノ二第三項、第二百二十二条ノ三、第二百二十二条ノ七並びに一の2及び3の規定は、1の規定による定款の定めがある株式に準用するものとする。

第三 転換株式

一 転換の効力発生

賛成。

〔理由〕 転換株式の発行を認めた上は、その効力を承認せざるを得ない。取り扱いについては、転換社債と同様であるので、問題ないとと思う。

二 種類株式の一斉転換条項

賛成。

〔理由〕 定款記載事項を明確化するのであれば、問題ない。むしろ望ましい。

第四 種類株主の取締役の選解任権

一 株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあり、かつ、会社が数種の株式を発行している場合においては第二百五十四条第一項の規定にかかわらず、定款で、ある種類の株主の総会において一人又は数人の取締役を選任することができる旨を定めることができるものとする。この場合において、二以上の種類の株主が共同してその総会により選任することを定めることを妨げないものとする。

二 一の場合においては、定款で、取締役の総数及び各種類の株主の総会において選任する取締役の数を定めなければならないものとする。

三 ある種類の株主の総会において選任された取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、第二百五十七条第一項本文の規定にかかわらず、その種類の株主の総会においてのみ解任することができるものとする。ただし、その種類の株式の全部が消却又は転換された場合は、この限りでないものとする。

四 ある種類の株主の総会において選任された取締役の職務遂行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があるときは、第二百五十七条第三項の規定にかかわらず、六月前より引き続き発行済株式の総数の百分の三以上に当たる株式を有する株主は、その取締役の解任を裁判所に請求することができるものとする。第八十八条の規定は、この場合に準用するものとする。

五 会社が、定款を変更して株式の譲渡について取締役会の承認を要しないものとしたときは、一の規定により

選任された取締役の任期は、第一二百五十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その時に満了したものとみなす。

六 株主総会に関する規定及び第二百五十六条ノ二の規定は一の総会に、第一二百五十七条第一項ただし書の規定は三の規定により解任した取締役に、株主総会に関する規定及び第三百四十五条第二項の規定は三の総会に準用するものとする。

注1 ある種類の株主の総会で選任された取締役の責任については、一般の取結役の責任と同様のものとし、特段の規定を置かないものとする。

注2 取締役の選解任権についてのみ内容の異なる種類の株式を認めるかどうかについては、なお検討する。

第V 種類株主の取締役の選・解任権。

一 ある種類株主総会に取締役の選任権を与える。

条件付き賛成。

〔理由〕 公開会社でない譲渡制限会社に限り認める点は、会社の内容による分類が必要と考える。例えば、ベンチャーエンタープライズ企業や合弁会社である譲渡制限会社では、特定の支配株主に不当な支配を認めることにならないか?むしろ内部分裂を助長する種になることを危惧する。このような意見に対してもう一つの見解もあつた。

資金調達手段の多様化を可能にする方向に賛成である。

資金手段の多様化を求める実務界の要望になんらかの対応を行なうことは必要である。しかし、企業に資金調達の柔軟性を与える際には、株主の議決権の保護による経営責任の確保という社会的要請との均衡を図らなければならない。後者においては、例えば分散した株主の集団的行動に附隨する問題に起因する株主の議決の限界や、社外取締役の活用等の検討が考えられる。

中間試案では、企業に資金調達の多様化を一定範囲で認める一方で、社外取締役の導入が行われている点が評価で
きる。

例えば、米国における株式の議決権は、法律レベル（州会社法）では、企業に非常に大きな柔軟性が認められており、実際上、ニューヨーク証券取引所等の上場基準が、実際の株式の議決権のあり方、種類株式の発行を規定してきた。（ニューヨーク証券取引所は、一九二六年から一九八〇年代まで上場基準として一株一議決権とする政策をとつてきた。）

このように、法律レベルでは、企業に資金調達のより大きな柔軟性を認め、その資金調達の柔軟性と株主の実質的な保護の均衡については、取引所等の上場基準に委ねることで、企業の状況に応じた複数の均衡レベルを可能にするという方法も検討に値するだろう。

二 選出取締役數を法定

前出一と同一の理由による賛成。

三 選出母体となつた種類株主総会の取締役解任権の付与

前出一、二と同一の理由による賛成

四 前出と同一の理由で賛成するが、取締役解任の訴を認めただけで問題の解決に役立つか、疑問は残る。さらに罰金・過料の吟味も要るのではないか?また、三%と言う数値の持つ意味・機能を更に検討したい。

第五 新株引受権の発行

注1 「新株引受権」という名称については、なお検討する(例..「株式取得選択権」)。

一 新株引受権の発行の決議

- 1 会社は、新株引受権を発行することができるものとする。
- 2 1の場合においては、左の事項で定款に定めがないものは、取締役会が定めるものとする。ただし、定款をもつて株主総会が決定する旨を定めているときは、この限りでないものとする。
 - (一) 新株引受権の総数
 - (二) 各新株引受権の発行価額及び払込期日
 - (三) 新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額

(四) 新株引受権を行使することができる期間

(五) 新株引受権の行使についての条件

(六) 新株引受権の行使によって発行すべき株式の発行価額中、資本に組み入れない額

(七) 利益又は利息の配当については、十一の1の規定による払込みをした時の属する営業年度又はその前営業年度の終わりにおいて新株の発行があったものとみなすこと

(八) 新株引受権を社債とともに発行する場合において新株引受権のみを譲り渡すことができないときは、その旨
(九) 新株引受権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株引受権とともに発行された社債の償還に代えてその社債の発行価額をもって十二の1の払込みがあつたものとする旨

3 2の(二)の発行価額は、公正なる価額でなければならないものとする。

4 2の(二)の払込期日は、2の決議の日より三ヶ月を経過した後の日とすることはできないものとする。

注2 代用払込みの制度(2の九)については、利用実績が認められないことから、存続させる必要性が乏しいと考えるが、どうか。存続させるものとした場合、転換社債の規定を削除することが考えられるが、どうか。

注3 新株引受権附社債に関する規定(第五節第四款)は、削除するものとする。

注4 新株引受権の対価及び転換社債の転換権に相当する対価の計算上の取扱いについては、なお検討する。

二 講渡制限会社における決議要件

1 株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある場合において、新株引受権を発行するときは、一の2の(一)から(五)までに掲げる事項について、第三百四十二条に定める決議があることを要するものと

する。

2 第二百八十一条ノ一第二項及び第四項の規定は、1の場合に準用するものとする。

三 発行条件の均等

新株引受権の発行価額その他の発行の条件は、発行ごとに均等に定めなければならないものとする。

四 新株引受権の付与事項の公示

- 1 会社は、新株引受権を発行するときは、一の2の(一)から(五)までに掲げる事項、新株引受権の発行価額の算定の基準及び募集の方法を公告し、又は株主に通知しなければならないものとする。
- 2 会社は、1の公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、新株引受権の割当てをすることができないものとする。

五 新株引受権の申込み

- 1 新株引受権の申込みをしようとする者は、新株引受権申込証に引き受けるべき新株引受権の数及び住所を記載し、署名しなければならないものとする。ただし、一の2の(八)に掲げる事項の定めがある場合は、この限りでないものとする。
- 2 新株引受権申込証は、取締役が作り、左の事項を記載しなければならないものとする。
 - (一) 会社の商号

(二) 一の2の一から五までに掲げる事項

(三) 株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨を定めたときは、その旨

(四) 七の一の払込みを取り扱うべき銀行又は信託会社及びその取扱いの場所

(五) 十二の一の払込みを取り扱うべき銀行又は信託会社及びその取扱いの場所

3 一の2の八に掲げる事項の定めがある場合においては、第三百一条第一項の社債申込証に一の2の八及び九並びに2の二から五までに掲げる事項を記載しなければならないものとする。

六 新株引受権申込証作成義務の例外

五の規定は、契約により新株引受権の総数を引き受ける場合には適用しないものとする。

七 払込み等

1 新株引受権の引受人は、払込期日に各新株引受権につき、その発行価額の全額の払込みをしなければならないものとする。

2 第百七十七条第二項、第一百七八条並びに第二百八十条ノ九第一項及び第三項の規定は、1の場合に準用するものとする。

八 新株引受権証券の発行と方式

1 会社は、新株引受権の払込期日後、遅滞なく新株引受権証券を発行しなければならないものとする。ただし、

一の2の(八)に掲げる事項の定めがある新株引受権については、新株引受権証券を発行することができないものとする。

- 2 新株引受権証券には左の事項及び番号を記載し、取締役が署名しなければならないものとする。
(一) 新株引受権証券である旨の表示

(二) 一の2の(三)から(五)まで及び(九)に掲げる事項

(三) 五の2の(一)、(三)及び(五)に掲げる事項

3 一の2の(八)に掲げる事項の定めがある場合においては、第三百六条第一項の債券及び第三百十七条の社債原簿に左の事項を記載しなければならないものとする。

(一) 新株引受権付社債であること

(二) 一の2の(三)から(五)まで及び(九)に掲げる事項

(三) 五の2の(三)及び(五)に掲げる事項

九 新株引受権の譲渡

1 新株引受権を譲り渡すには、新株引受権証券を交付しなければならないものとする。

2 第二百五条第二項及び第二百三十条並びに小切手法第二十一条の規定は、新株引受権証券に準用するものとする。

十 正当の理由に基づき特定の者に新株引受権を与える場合の特例

1 正当の理由に基づいて特定の者に新株引受権を与える場合においては、一の2の規定にかかわらず、一の2の(一)、(二)、(八)及び(九)に掲げる事項については、定めることができないものとする。

2 1の場合においては、特定の者に与えるべき新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類及び数について株主総会の決議がなければならないものとする。この場合においては、取締役は、新株引受権の行使の条件の概要、新株引受権の目的である株式の発行価額の決定方法その他の新株引受権の付与の方針及び特定の者に新株引受権を与えることを必要とする理由を開示しなければならないものとする。

3 株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある場合においては、2の決議は、第三百四十三条の規定によらなければすることができないものとする。

4 2の決議は、決議後一年以内に新株引受権を与えるものについてのみ、その効力を有するものとする。

5 2の決議がされた新株引受権は、譲り渡すことができないものとする。

6 第二百八十八条ノ二第三項の規定は、2の場合に準用するものとする。

7 一の3及び4並びに二から九までの規定は、1の場合には適用しないものとする。

注5 1の「正当の理由」の内容を明確にするために例示を加えることの要否については、なお検討する。

注6 営業報告書には、次の各事項を記載しなければならないものとする。この場合においては、①及び②の記載は、取締役ごとに区別してしなければならないものとし、新株引受権行使することができる期間が異なるものがあるときは、その期間の定めごとに区別して記載しなければならないものとする。

① その営業年度において、会社が新株引受権（2の決議あるものに限る。）を与えたときは、与えた者の数並びに与えた新株引受権の目的である株式の種類ごとの総数、発行価額の平均額及び与えた時点におけるその権利の価額の合計額

- (2) 会社が与えた新株引受権であつて未だ行使されていないものの目的となる株式の種類ごとの総数及び発行価額の平均額

十一 新株引受権の登記

1 新株引受権を発行するときは、七の払込みのあつた日から、本店の所在地においては一週間、支店の所在地においては三週間に新株引受権の登記をしなければならないものとする。

2 1の登記にあつては、左の事項を登記しなければならないものとする。

(一) 新株引受権であること

(二) 新株引受権の総数

(三) 一の2の(三)から(五)までに掲げる事項

3 十の2の決議ある新株引受権の場合においては、1に定める期間は十の2の決議の日から起算するものとする。この場合においては、2の規定にかかわらず、十の2の決議ある新株引受権であること並びにその新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類及び数を登記しなければならないものとする。

4 第六十七条及び第三百四十二条ノ四第四項の規定は、1の登記に準用するものとする。

十二 新株引受権の行使

1 新株引受権行使する者は、請求書を会社に提出し、かつ、新株の発行価額の全額の払込みをしなければならないものとする。請求書を提出する場合において、新株引受権証券を発行しているときは新株引受権証券を

添付し、一の2の(八)に掲げる事項の定めがあるときは新株引受権とともに発行した社債に係る債券を呈示しなければならないものとする。

2 1の払込みは、会社が払込みを取り扱うべきものとして定めた銀行又は信託会社においてしなければならないものとする。

3 第百七十五条第一項の規定は1の請求書に、第一百七八条及び第一百八十九条の規定は2の払込みを取り扱う銀行又は信託会社に準用するものとする。

十三 新株引受権行使した者が株主となる時期

十二の1の規定により新株引受権行使した者は、十二の1の払込みの時に株主となるものとする。

十四 自己株式の交付

十二の1の払込みを受けた会社は、新株引受権の行使による新株の発行に代えて、その有する自己の株式を新株の引受権行使した者に移転することができるものとする。

十五 転換株式等の規定の準用

- 1 第二百二十二条ノ二第三項の規定は、新株引受権の場合に準用するものとする。
- 2 第二百八十一条ノ十及び第二百八十一条ノ十一の規定は、新株引受権の発行の場合に準用するものとする。
- 3 第二百八条、第二百二十二条ノ七及び第三百四十二条ノ六の規定は、新株引受権の行使があつた場合に準用

するものとする。

注7 正当の理由なく、新株引受権を付与し又は不公正な価格で新株引受権を発行した場合における取締役及び新株引受権の引受人等の責任については、新株を不公正な価額で発行した場合における取締役等の責任と併せて、なお検討する。

第五 新株引受権の発行

総論として、新株引受権の発行は原則的に賛成である。

〔理由〕 ここで原則的という意味は、会社法の各条項において、新株引受権の発行を予定した規定が論じられているので、それとの絡み合いの中で検討しなければならないからである。

第六 株券の不発行制度

一 株券の不発行の定め

- 1 会社は、定款で、株券を発行しない旨を定めることができるものとする。
- 2 1の定めをするために定款の変更の決議をした場合においては、会社は、株券を発行しない旨の定款の定めをした旨並びに一定の日までに株券を会社に提出すべき旨及びその一定の日において株券は無効となる旨をそ

の一定の日の一か月前に公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者に各別に通知しなければならないものとする。

3 1の定めの設定は、2の一定の日において効力を生ずるものとする。

4 第二百十六条の規定は、2の場合に準用するものとする。この場合において、同条第一項中「新株券ヲ交付スルコト」とあるのは、「其ノ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルコト」とするものとする。

注1 株式の譲渡について取締役会の承認を要しない会社は、その株主に対し、振替制度の利用の機会を保障するのでなければ、1の定めをすることはできないものとする。

注2 会社が数種の株式を発行している場合において、一部の種類の株式に係る株券についてのみ1の定めができる」とするかどうかについては、その必要性も含めて、なお検討する。

注3 新株引受権証書及び新株引受権証券の不発行制度を設けるかどうかについては、なお検討する。

二 株式の譲渡方法及び名義書換

1 株式を譲渡するには、株券を交付しなければならないものとする。ただし、1の1の定めがある会社の株式については、この限りでないものとする。

2 1の1の定めがある会社の株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ、会社のほか、その他の第三者にも対抗することができないものとする。

3 1の1の定めがある会社の株式についての株主名簿の名義の書換は、次のいずれかの場合でなければ、することができないものとする。

- (一) 株主名簿に株主として記載された者と取得者が共同して請求したとき。
- (二) 取得者が、株主名簿に株主として記載された者からの当該株式の取得を証する判決、判決と同一の効力を有するもの又は公正証書を添付して請求したとき。

(三) 当該株式の取得原因が相続である場合において、取得者が、相続を証する市町村長着しくは区長の書面又はこれを証するに足るべき書面を添付して請求したとき。

(四) 当該株式の取得原因が合併である場合において、取得者が当該事実を証する登記簿の謄本又は抄本を添付して請求したとき。

4 第二百二十四条の規定は、一の1の定めがある会社の株式については、3の規定により株主名簿の名義の書

換をした場合に限り、適用するものとする。

注4 株券がなくても、振替制度の利用を可能にし、また、同制度からの離脱を可能とするため、所要の立法措置を講ずるものとする。

三 株券不発行の場合の売渡請求等の特例

1 一の1の定めをした会社の株主が、第二百四条ノ三第一項の請求を受けたときは、同条第四項の規定にかかわらず、一週間以内に同条第一項の請求をした者に譲渡する旨をその者及び会社に通知しなければならないものとする。この場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ」とあるのは、「三の1の通知が二の1の期間内に」とする。

2 会社が1の通知を受けたときは、一の3の規定にかかわらず、第二百四条ノ三第一項の請求をした者の氏名

及び住所を記載しなければならない。

四 株券の不発行の定めに伴う所要の手当

1 株券発行前の株式の譲渡

株券の発行前にした株式の譲渡は会社に対しその効力を生じないものとする。ただし、一の1の定めをした会社の株式については、この限りでないものとする。

2 登録質

第二百九条第一項の質権者は、会社に対し第二百八条の株主の受けるべき株券の引渡しを請求することができる。ただし、一の1の定めをした会社の株式については、この限りでないものとする。

3 転換株式の転換請求

一の1の定めをした会社の株式の転換を請求する場合においては、株券を添付することを要しないものとする。

4 名簿閉鎖期間の設定

一の1の定めをした会社は、第一百二十四条ノ三第一項の期間を定めることはできないものとする。

5 反対株主の買取請求

一の1の定めをしていない会社の株式の代金の支払は、株券と引換えにしなければならないものとする。株式の移転は代金の支払の時にその効力を生じるものとする。

6 各種公告制度の適用除外等

(一) 一の1の定めをした会社は、株式併合の際の公告（第二百十五条第一項）及び完全子会社となる場合の広告

(第三百五十九条、第三百六十八条) をすることを要しないものとする。

(二) 一の1の定めをした会社は、株式分割の際の公告（第二百十九条第一項）、株主割当の際の公告（第二百八十一条ノ四第二項（第三百四十二条ノ二ノ四第一項及び第三百四十二条ノ十八において準用する場合を含む。））及び会社分割の株券提出不要時の公告（第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第五一項において準用する場合を含む。））をすることを要しないものとする。

(三) 一の1の定めをした会社は、新株引受権及び転換社債で未行使のものがなきときは、株主への通知をもつて基準日の公告（第二百二十四条ノ三第四項）に代えることができるものとする。

注5 株券不発行の場合の登録質の設定方法については、株式の譲渡方法と同様のものとする方向で、なお検討する。

注6 全会社について名簿閉鎖期間の制度を廃止するかどうかについては、なお検討する。

第六 株券の不発行制度

一 反対 株券不発行は譲渡制限会社にかぎることが望ましい。

〔理由〕 株券廃止は一般個人株主の利益に反する

二、三 賛成

四 2につき反対

〔理由〕 登録質のみで略質はできないとなると実務上便宜ではない

第七 株券喪失登録の創設

一 株券喪失登録の申出

1 株券を喪失した者は、会社（名義書換代理人を置いているときは、名義書換代理人）に対し、書面により喪失登録の申出をすることができるものとする。

2 1の申出書には、申出をした者（以下「申出人」という。）の住所及び株券の番号を記載し、申出人は署名しなければならないものとする。この場合において、申出人が株主名簿上の株主でないときは、その者の印鑑証明書を添付しなければならないものとする。

二 喪失株券登録簿

1 会社は、喪失登録の申出を受けたときは、遅滞なく、喪失株券登録簿に左の事項を記載しなければならないものとする。

- (一) 株券の番号
- (二) 申出人の氏名及び住所
- (三) 株主名簿上の株主の氏名及び住所
- (四) 喪失登録の日

- 2 喪失登録の効力は、喪失株券登録簿に喪失登録がされた日の翌日から生ずるものとする。
- 3 株主名簿上の株主以外の者による申出に基づく喪失登録の効力が生じたときは、会社は、その株券の株主名簿上の株主に対して、喪失登録の効力が生じた旨及びその株券が失効すべき日を通知しなければならないものとする。

三 喪失株券登録簿の備置き等

- 1 会社は、喪失株券登録簿を本店に備え置かなければならないものとする。ただし、名義書換代理人を置いているときは、喪失株券登録簿は、名義書換代理人の営業所に備え置くものとする。
- 2 何人も、営業時間内は、1の喪失株券登録簿の閲覧又は謄写を求めることができるものとする。

四 喪失登録株券に係る通知義務

- 喪失登録の効力が生じた場合において、会社又は株券の売買（その媒介、取次ぎ又は代理を含む。）を業とする者が喪失登録のされた株券の呈示を受けたときは、その者は、呈示をした者に対し、その株券につき喪失登録がされている旨を通知しなければならないものとする。

五 喪失登録株券に係る権利の届出

- 1 喪失登録がされている株券が呈示されて権利の届出がされたときは、喪失登録は、その効力を失うものとする。この場合において、喪失登録の申出人文はその株券の株主名簿上の株主以外の者が届出をするには、その

者の印鑑証明書を添付しなければならないものとする。

- 2 1の届出がされたときは、会社は、喪失登録を抹消し、かつ、喪失登録の申出人に対し、権利の届出により喪失登録が効力を失つた旨並びに権利の届出人の氏名及び住所を通知しなければならないものとする。

六 喪失登録株券の失効

1 喪失登録されている株券は、五の2の場合を除き、喪失登録の効力が生じた日から二年を経過した日に、失効するものとする。この場合において、会社は、喪失登録簿にその株券が失効した旨を記載しなければならないものとする。

2 1の規定により株券が失効した後でなければ、喪失登録の申出人は、株券の再発行を請求することができないものとする。

注1 株券失効制度の創設に併せて、第二百六十六条（提出不能株券を有する株主への新株券の交付）及び第二百三十条（除権判決）の制度は、廃止することとすることとよいと考えるが、どうか。

注2 株券の失効までの期間及びその公告の要否については、なお検討する（第二百六十六条第一項参照）。

第七 株券失効制度の創設

一、二、三 賛成

- 四 売買業者が株券の呈示を受けたときには、喪失登録の申出人にも呈示がなされた旨を通知することとする。

【理由】 盗難の場合、喪失者が知りえないと対処の機会がない。

五 喪失登録は一定期間（例えば一ヶ月）経過後に効力を失うものとする。

【理由】 四に同じ

六 賛成

第八 所在不明株主の株式売却制度等の創設

一 会社は、取締役会の決議により、第二百二十四条ノ二第一項の規定により通知及び催告を要しない株主の株式を競売することができるものとする。この場合においては、その代金を従前の株主に交付しなければならないものとする。

二 会社は、一の株式を競売する日の三か月前に、競売する株式についての第二百二十三条第一号から第三号までに掲げる事項及び競売する日を公告しなければならないものとする。

三 会社は、一の競売に代えて、市場価格ある株式についてはその価格をもつて売却し、又は買受け、市場価格のない株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却することができるものとする。

四 三の場合において、売買価格が第二百四条ノ三ノ二第五項の規定により算定した額を超えるときは、会社はその株式を買い受けることはできないものとする。

注1 五年間通知が到達しない株主の株式について株券が発行されているときは、会社は、その株主に代わって、第七の

一の1の喪失登録の申出を行うことができるものとする。この場合には、株券失効の効力が生じた後でなければ、一による競売等をすることができないものとする。

第八 所在不明株主の売却制度等の創設

賛成 ただし「所在不明」の証明をより明確にする（例えば増資通知を含む）

第六から第八まではいずれも発行会社の負担を配慮したものである。一般個人株主の利益保護を重視していない。

時間をかけて検討するため、さほど緊急度が高いと思えないこの三点の改正時期を繰り下げる考えられる。近時の多発する盗難事件に鑑みると、届出印鑑を不正使用して住所を変更した上、知らぬ間に所在不明株主となりその結果株式競売になることも考えられないではない。

会社の機関関係

第九 株主提案権の行使期限の繰上げ等

一 株主の議題等提案権

1 六か月前から引き続き発行済株式の総数の百分の一以上に当たる株式又は三百株以上の株式を有する株主は、取締役に対し、会日より八週間前に、書面をもって、一定の事項を総会の会議の目的とすべきことを請求することができるものとする。

2 1の株主は、取締役に対し、会日より八週間前に、書面をもって、会議の目的たる事項につき、その株主の提出すべき議案の要領を第二百三十二条に定める通知に記載することを請求することができるものとする。

二 少数株主の招集権

第二百三十七条第一項の請求があつた後遅滞なく総会招集の手続がされなかつたときは、請求をした株主は、裁判所の許可を得て、その招集をできるものとする。その請求があつた日から八週間内の日を会日とする総会の招集の通知が發せられなかつたときも、同じものとする。

第九 株主提案権の行使期限の繰上げ等

一 株主の議題等提案権

1および2に賛成である。

〔理由〕 総会の招集通知を法定の期限よりもできるだけ早く発することが、総会の決議に定足数の充足を要する場合の対応として有効であると考えられるところ（後記第十参照）、提案権の行使期限の繰上げは、この対応をも容易にする。

二 少数株主の招集権

賛成である。

〔理由〕 前記一の理由と同じ。

第十 株主総会等の特別決議の定足数の緩和

一 株主総会の決議

1 第三百四十二条第一項の決議は、発行済株式の総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議

決権の三分の一以上に当たる多数をもつてこれを行うものとする。

2 一の決議については、総会に出席を要する株主の有すべき株式の数は、定款をもつて、別段の定めをすることを妨げないものとする。ただし、これを発行済株式の総数の三分の一未満に下げるとはできないものとする。

二 社債権者集会の決議

社債権者集会の決議は、出席した社債権者の議決権の過半数をもつて行うものとする。ただし、第三百九条ノ二第一項、第三百十九条、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項ただし書及び第三百三十三条に規定する社債権者集会の目的たる事項の決議については、社債総額の三分の一以上に当たる社債を有する社債権者が出席し、その議決権の三分の一以上の多数をもつて行うものとする。

第十 株主総会等の特別決議の定足数の緩和

一 株主総会の決議

2に反対である。

〔理由〕 特別決議の方法の規定は、商法特例法上の大会社に限らず、すべての会社に適用され、かつその決議の対象

とされる事項は多岐にわたる。他方調査によれば、上場会社の大多数においても、委任状、議決権行使書の提出者を含め、発行済株式総数の五〇パーセントを超える株式を有する株主が出席している情況と伝えられる。外国人投資家等の議決権行使の確保については、招集通知を発する時期・方法、議決権行使の依頼等につき格別の措置を講じることにより、困難を克服しうると考える。

二 社債権者集会の決議

反対である。

〔理由〕 定足数の確保は、書面による議決権行使の方法等により可能であると考える。

第十一 子会社の株式の譲渡等

一 会社は、その有する重要な子会社の株式の全部を譲渡し、又は他の株式会社の株式全部を譲り受ける場合は、会社の株主総会の特別決議を得なければならないものとする。

二 一の株式の譲渡又は譲受けに反対の株主には、株式買取請求権を認めるものとする。

注1 親会社がその有する重要な子会社の株式の一部を譲渡する場合の取扱いについては、なお検討する。

注2 簡易の営業全部譲受け（第二百四十五条ノ五）に相当する規定を置くこととする。

第十一 子会社の株式の譲渡等

賛成。

試案では、「重要な子会社」とあるが、何を基準に重要と判断するのか不明である。親会社が保有する重要な子会社の株式の一部を譲渡する場合については（試案注1）、親会社の譲渡する株式数によって、子会社の発行済株式総数の半数未満になる場合には親子会社関係でなくなり、親会社株主の利益に重大な影響がある。このような場合にも、営業譲渡と同様の取り扱いをする。また、試案は、会社が他の株式会社の株式全部を譲り受ける場合も、営業を全部譲り受ける場合と同じと考えられるから、営業譲渡と同様の扱いとしているのは、妥当といえる。ただ、「株式会社」に限定した理由が何であるか不明である。

第十二 株主総会招集手続の簡素化等

一 株主総会招集手続の簡素化

総会は、総株主の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができるものとする。

二 株主総会招集通知の発出期間の短縮

総会を招集するには、会日より一週間前に各株主に對してその通知を發しなければならないものとする。ただし、その期間は、定款をもつて、一週間まで短縮することを妨げないものとする。

注1 ①対象会社の範囲をどうするか、②定款変更の要件につき総株主の同意を要するものとすべきかどうかについては、なお検討する。

三 書面による株主総会決議

総会の決議をすべき場合において、総株主の同意があるときは、書面による決議をすることができるものとする。

注2 第二十六条の四との関連で、電磁的方法による決議も認める方向で、なお検討する。

四 書面による取締役会決議

株式会社は、定款をもつて、取締役会の決議をすべき場合において、各取締役及び各監査役の同意があるときは、書面による決議をすることができるることを定めることができるものとする。

注3 ①定款変更の要件につき総株主の同意を要するものとすべきかどうか、②決議の効力要件として例えば取締役全員の賛成を要するとすべきかどうか、③登記事項とすべきかどうか、④監査役会決議についても同様の取扱いを認めることとすべきかどうかについては、なお検討する。

第十二 株主総会招集手続の簡素化等

① 株主総会招集手続の簡素化

賛成。

しかし、総株主の同意は、いつの時点と考えるか。また、株式会社の規模によつて招集手続のできる会社とできない会社に分けられるのか。

② 株主総会招集通知の発出期間の短縮

賛成。

株主の少ない小規模会社の場合には、株主の利益を害する恐れはないと思われる。ただ、定款の変更ができる会社は、小規模会社に限定すべきであろう。

③ 書面による株主総会決議

賛成。

株主総会に出席しない株主の意見が反映される可能性があり、評価できる。しかし、反面、株主総会が形骸化する恐れはないのか。

④ 書面による取締役会決議

反対。

書面による決議は、取締役会の迅速化に貢献するかもしれないが、会議体としての取締役会が形骸化すると懸念さ

れる。

第十三 取締役の報酬規制

取締役の報酬として、第五の十の2の決議のある新株引受権又は株式の時価、利益の額その他の数値に基づいて算定される額に相当する金銭その他の財産を取得できることとなる権利を与えるべき場合においては、第一百六十九条の規定にかかわらず、株主総会においてその内容を定めることをもつて足りるものとする。この場合においては、その報酬を相当とする理由を開示しなければならないものとする。

注1 決議事項の規定の仕方については、なお検討する。

注2 参考書類の内容として、「報酬案作成の方針」を含めるものとする（参考書類規則第三条第一項の改正）。

第十三 取締役の報酬

方向性としては、賛成できる。ただ、お手盛り防止に専ら重点が置かれてきた一六九条の趣旨・意義をこの際、再検討する必要があろう。その中で、業績連動型の報酬・インセンティブ報酬を含めた報酬の範囲、決定方法、開示の必要性等の詳細な規制なすことが望まれる。

第十四 経営委員会制度

一 設置

株式会社は、定款の定め又は取締役会の決議により、経営委員会を置くことができるものとする。

二 構成

経営委員会は、取締役の一部をもつて組織し、これを組織する取締役は、取締役会の決議によつて定めるものとする。

三 権限

経営委員会は、法令又は定款に別段の定めがある場合にはその定めによるほか、一定の事項について、取締役会の委託により、株式会社の業務執行を決定するものとする。

四 運営

- 1 経営委員会が決定した事項は、取締役会に報告しなければならないものとする。
- 2 経営委員会の議事録については、取締役及び監査役は、これを閲覧することができるものとする。

3 第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで及び第二百六十条ノ一から第二百六十条ノ四までの規定は、経営委員会に準用するものとする。

注1 商法特例法上の大会社に限定すべきかどうかについては、なお検討する。

注2 取締役の数が一定数（例えば十人）以上の株式会社に限定すべきかどうかについては、なお検討する。

注3 経営委員会に委託することができる「一定の事項」の範囲、代表取締役との関係（再委託の可否、可能である場合の範囲、報告義務の有無、取締役会への報告義務との関係等）については、なお検討する。

注4 経営委員会を設置したこと及び経営委員会への委託事項については、登記事項とするものとする。

第十四 経営委員会制度

方向性としては、反対である。ソニーの執行役員制度導入以来、今日では取締役の員数がむしろ減員傾向にあることに鑑みれば、この制度の設置を認める必要性はことさらないと考える。取締役会の員数の減少を考慮して、本来の取締役会の機能の活性化を図るべきである。

ただ当面は、規模が大きく経営機構の複雑な商法特例法上の大会社で、取締役が二〇名以上の株式会社に限定して許容しても良いかもしない。

第十五 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）上の大会社についての社外取締役の選任義務

- 一 取締役のうち一人以上は、その就任の前大会社又はその子会社の業務を執行する取締役若しくは支配人その他の使用人でなかつた者でなければならぬものとする。
- 二 に規定する者は、大会社又はその子会社の業務を執行する取締役者しくは支配人その他の使用人を兼ねることができないものとする。
- 三 に規定する者については、第二百六十六条第二項及び第三項の規定は、適用しないものとする。

第十五 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）上の大会社についての社外取締役の選任義務

この試案には、反対である。なるほど社外取締役は、会社の業務執行を行う取締役・使用人などとの兼任が禁止され、会社の業務執行者とこれを監視・監督する者が明確に分離されることから、一見、効果的な監督機能が期待できるものと思われる。しかし、監督機関として、よりその実効性が期待されている取締役会において、一人以上の社外

取締役の義務化だけで、試案が期待している効果がどれ程あるのか疑問である。アメリカにおいても一九七〇年代、社外取締役がお飾り的な存在として登場したことが、取締役会の形骸化をもたらし、その後の取締役会制度改革の因となつた経緯を考慮すれば、この問題は、試案十九で提案されている、任意機関としての各種委員会に任せるべき問題だからである。

なお、この試案については、当研究会ではこれに賛成の意見があつたことを付記しておく。

第十六 商法特例法上の大会社以外の株式会社における会計監査人による監査

- 一 大会社以外の株式会社で資本の額が一億円を超えるものは、定款で、商法特例法第二条第一項の書類について、会計監査人の監査を受ける旨を定めることができるものとする。
- 二 商法特例法第三条から第二十条まで並びに第十五、第十七から第十九まで及び第二十一の規定は、一の規定により会計監査人の監査を受ける旨を定めた株式会社について準用するものとする。

第十六 商法特例法上の大会社以外の株式会社における会計監査人による監査

試案に賛成である。大会社以外の株式会社についても、社外監査役や監査役会等の商法特例法上の特例規定の適用

を受けることができる点で評価できる。

第十七 会計監査人の会社に対するえう責任についての株主訴訟

第二百六十六条第五項及び第三百六十七条から第一百六十八条ノ三までの規定は、商法特例法第九条の会計監査人の責任に準用するものとする。

第十七 会計監査人の会社に対する責任についての株主代表訴訟

試案に賛成する。この試案で、会計監査人の責任免除も取締役等と同様、総株主の同意が必要となり、また会計監査人も株主代表訴訟の対象となる。会計監査人に、この職責の重要性と責任の重さを認識させるという意味において大きな意義がある。

第十八 商法特例法上の大会社の利益処分案等の確定等

一 会社における利益処分案の確定

1 各会計監査人の監査報告書に商法特例法第十三条第二項の規定による第二百八十二条ノ三第二項第三号に掲げる事項の記載及び同項第七号に掲げる事項につき議案が法令及び定款に適合する旨の記載があり、かつ、監査役会の監査報告書にこれらの事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨及び商法特例法第十四条第三項の規定による第二百八十二条ノ三第二項第八号に掲げる事項につき議案が著しく不当である旨の記載（各監査役の意見の付記を含む。）がないときは、第二百八十三条第一項及び第二百九十三条ノ二の規定にかかわらず、取締役は、第二百八十二条第一項第一号及び第一号に掲げる書類については定時総会の承認を求めることが要せず、同項第四号に掲げる書類についてはその承認を得たものとみなすものとする。この場合においては、取締役は、定時総会に確定したこれらの書類を提出し、その内容（同項第四号の書類については、その内容のほか、利益の配当を行うに当たつての方針、損失回復についての見込みその他法務省令で定める事項を含む。）を報告しなければならないものとする。

2 取締役は、第二百八十三条第一項の承認を得たとき又は1の前段に規定するときは、遅滞なく、確定した第二百八十二条第一項第一号、第一号及び第四号に掲げる書類の内容又はその要旨を公告しなければならないものとする。

二 大会社における取締役の任期

大会社の取締役の任期は、就任後最初の決算期に関する定時総会の終結の日までとする。

注1 役員賞与の取扱いについては、なお検討する。

注2 損失処理案の取扱いについても、利益処分案と同列に扱うものとする。

第十八 商法特例法上の大会社の利益処分案等の確定等

試案に賛成である。しかるべき資格を有する者等による利益処分案の適法意見があり、その開示が為される以上、企業経営の透明性が確保されているので、あえて株主総会の承認を必要ないと考える。まして試案十七で、会計監査人も株主代表訴訟の対象となることを考慮すれば、その慎重性を期待できると思うからである。

なお、利益処分を取締役会の権限事項とすることに伴つて、株主による取締役に対するガバナンスを強化するため、取締役の任期を次の決算期に関する定時総会の終結までとする、大会社の取締役の任期を一年に短縮する案にも賛成である。

任期が短すぎるという批判もあるが、任期の途中で解任させるという困難性を考慮した場合、経営者としての資質を問う機会が短い方が妥当と思う。通常、経営者として問題がない場合、一期で終了することは考えられないからである。

第十九 商法特例法上の大会社による監査委員会、指名委員会及び報酬委員会（以下「各種委員会」という。）制度並びに執行役制度の導入

一 各種委員会制度及び執行役制度の採用

1 大会社は、定款をもつて、各種委員会及び執行役を置くことを定めることができるものとする（以下、「この定款の定めをした大会社を第十九において「会社」という。）。

2 1の場合においては、会社は、監査役を置くことを要しないものとする。

3 1の場合においては、左の事項を登記しなければならないものとする。

（一）各種委員会及び執行役を置くことを定めたときは、その規定

（二）各種委員会を組織する取締役の氏名

注1 会社については、各種委員会及び執行役を置くことを定めることとしたことが第三者にも分かるような商号を付することとするかどうかについては、なお検討する。

注2 定款変更によって会社でない株式会社が会社になるとき（又はその逆のとき）は、定時総会の終結の時を基準時とすることとするが、その規定ぶりについては、なお検討する。

注3 各種委員会制度及び執行役制度については、選択制ではなく、大会社すべてに適用すべきとする意見があるが、どうか。

注4 各種委員会及び執行役制度を採用した会社についての取締役会（第二百六十条関係）の権限等については、①取締

役会は、会社の業務執行を決し、取締役及び執行役の職務の執行を監督するものとし、②取締役会は、その会社の基本的な経営事項（経営上のリスク管理システムの構築、中長期の資金調達計画等）及び本法において別段の定めがある事項を除くほか、執行役に業務執行を決定させることができるものとし、③執行役は、三か月に一回以上、業務執行の状況を取締役会に報告することを要するものとする。

二 各種委員会制度及び執行役制度の内容

1 各種委員会制度

(一) 各種委員会の設置

- (1) 会社は、取締役会の決議をもって、各種委員会を組織する取締役を定めなければならないものとする。
- (2) 各種委員会を組織する取締役は、三人以上で、そのうち過半数は、その就任の前会社若しくはその子会社の執行役若しくは支配人その他の使用人又はその子会社の業務を執行する取締役でなかつた者（以下「社外取締役」という。）でなければならぬものとする。
- (3) 社外取締役及び監査委員会を組織する取締役であつて社外取締役でない者は、会社若しくはその子会社の執行役若しくは支配人その他の使用人又はその子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができないものとする。

注5 現行法下での常勤監査役の存在にかんがみ、監査委員会については、常勤の取締役を一人以上置かなければならぬこととすべきかどうかについては、なお検討する。

注6 社外取締役の要件につき、「親会社の執行役でないこと」や「執行役と一定の身分関係がないこと」等の独立性をも要求するかどうかについては、なお検討する。

注7 社外取締役の割合が過半数でいかどうかについては、各委員会ごと（特に監査委員会）に、なお検討する。

(二) 各種委員会の権限

注8 各種委員会の権限につき、以下に掲げる法定事項のほか、定款、株主総会決議又は取締役会決議により、権限を付与することができることとするかどうかについては、その権限の内容を含めて、なお検討する。

(1) 監査委員会

ア 監査委員会は、執行役の職務の執行を監査するものとする。

イ 会社が執行役に対し、又は執行役が会社に対し訴えを提起する場合においては、その訴えについては、監査委員会を組織する取締役が会社を代表するものとする。会社が二の2の一の(五)において準用する第二百六十七条第一項の請求を受けるについても、同様とするものとする。

注9 監査委員会、指名委員会及び報酬委員会のほかに新たに訴訟委員会を設けることとするか、設けることとした場合の権限等については、なお検討する。

(2) 指名委員会

指名委員会は、取締役の選任に関する議案の内容を決定するものとする。

注10 決定権限ではなく、推薦の権限に止めるべきであるとの考え方もあるが、どうか。

注11 執行役（特に代表執行役）の選任に関する議案についても同様に取り扱うべきものとするかどうかについては、な
お検討する。

(3) 報酬委員会

報酬委員会は、左の事項を決定するものとする。

ア 取締役又は執行役が受ける報酬に関する方針

イ 各取締役又は各執行役が受ける報酬（ウに掲げるものを除く。）の額

ウ 取締役又は執行役の報酬として、第五の十の2の決議のある新株引受権又は株式の時価、利益の額その他の数値に基づいて算定される額に相当する金銭その他の財産を取得できることとなる権利を与えるべき場合においては、各取締役又は各執行役についてその内容

注12 報酬の方針、内容等の開示のあり方については、なお検討する。

各種委員会の運営

各種委員会は、その職務遂行の状況を取締役会に隨時報告しなければならないものとする。

(2) 取締役は、各種委員会の求めに応じ、各種委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。

注13 報酬委員会に関して、執行役に出席及び意見陳述権を付与すべきかどうかについては、なお検討する。

(3) 同第一百五十九条から第一百五十九条ノ三まで、第一百六十条ノ一及び第一百六十条ノ四の規定は、各種委員会に準用するものとする。

2 執行役制度

執行役

(1) 執行役は、取締役会において、選任するものとする。

執行役は、取締役会が委託した会社の業務執行を決定するものとする。

注14 執行役会に権限を残すべき個別事項は、計算書類の承認、株主総会の招集の決定、取締役会を招集すべき取締役の決定、競業行為の承認、利益相反取引の承認、中間配当の決定及び譲渡制限株式の譲渡承認とし、それ以外のもの（新株発行、社債募集、額面・無額面株式の転換、株式分割の決定、第一百六十条第二項の個別事項等）については

執行役に決定させることができるものとすべきと考えるが、どうか。

注15 執行役を兼任しない「業務担当取締役」は、認めない趣旨である。

注16 取締役と執行役との兼任については、業務執行と監督との分離を徹底すべきとの観点から、禁止すべきとの意見があるが、どうか。

(3) 執行役は、いつでも、取締役会の決議をもって、解任することができるものとする。ただし、任期の定めがある場合において、正当の事由なくして、その任期の満了前にこれを解任したときは、その執行役は、会社に

対して、解任によって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

(4) 執行役がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その執行役は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずるものとする。

執行役が第二百九十四条ノ一第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、その執行役は、会社に對し供与した利益の価額を賠償する責めに任ずるものとする。

これらの執行役の責任は、総株主の同意がなければ免除することができないものとする。

注17 現行二百六十六条第一項に規定する取締役についての損害額の法定などを執行役の場合にも規定すること等については、なお検討する。

注18 取締役の会社に対する責任についても、第二百六十六条の規定の適用を排除し、同様の規定を置くこととする方向で、なお検討する。

注19 二の一の二の(1)のイの規定は、取締役に準用するものとし、この訴えの当事者である取締役がその代表者となるべき者であるときは、その訴えについては、株主総会の定める者が会社を代表するものとする。

(5) 第二百五十四条第二項及び第三項、第二百五十四条ノ一、第二百五十四条ノ三、第二百五十六条第一項、第

二百六十四条、第二百六十五条、二百六十六条ノ三第一項、二百六十七条から二百六十八条ノ三まで、
第二百七一条並びに二百七十四条ノ二の規定は、執行役に準用するものとする。

(二) 代表執行役

(1) 会社は、取締役会の決議をもつて、会社を代表すべき執行役を定めなければならないものとする。

(2) (1)の場合においては、数人の代表執行役が共同して会社を代表すべきことを定めることができるものとする。

(3) 第三十九条第二項、第七十八条及び二百五十八条の規定は、代表執行役に準用するものとする。

(4) 社長、副社長、その他会社を代表する権限を有するものと認めるべき名称を付した執行役のした行為については、会社は、その者が代表権を有しない場合であつても、善意の第三者に対しても責めに任ずるものとする。

注20 本文の一及び二の制度と並列的な制度として、代表取締役を存置したままで、現行法下の業務担当取締役若しくは使用者兼務取締役に相当する会社役員又は現在の実務で採用されている執行役員を、すべての株式会社を適用対象として、法律上の制度として規律すべきとする意見があるが、どうか。

三 個別規定の整備

1 適用の排除

会社については、二百六十条第二項、二百六十条ノ三、二百六十一条、二百六十二条、二百六十六条、二百六十六条ノ一、二百六十九条、二百七十三条、二百七十四条第一項、二百七十五条、二百七十五条ノ三から二百七十九条まで及び二百八十条第一項並びに商法特例法第十四条第一項、第十六条第二項、第十八条から第十八条の三まで、第十八条の四第一項及び第十九条第一項の規定は、適用しないものとする。

2 読替えによる適用

- (一) 「取締役」とある規定については、代表取締役を意味するものは「執行役」と、取締役全員をも意味するものは「取締役」に加えて「執行役」と読み替えて適用するものとする。
- (二) 「監査役」又は「監査委員会」とある規定については、「監査委員会」と読み替えて適用するものとする。
- (三) 商法特例法において「各監査役」とある規定については、「監査委員会を組織する取締役」と読み替えて適用するものとする。

注21 計算書類の取締役会の承認（第二百八十二条第一項）は、会計監査人及び監査委員会による監査の後に受けるべきものとし、「執行役は、監査委員会から監査報告書を受領した場合には、遅滞なく、第二百八十二条第一項の承認を求めなければならない。」との規定を新たに置いた上で、第十八条の二中「1の前段に規定するとき」とあるのは「第二百八十二条第一項の承認を得たとき」と読み替えるものとする。

第十九 商法特例法上の大会社による監査委員会、指名委員会及び報酬委員会（以下「各種委員会」という。）制度並びに執行役制度の導入

一 各種委員会制度及び執行役制度の採用

基本的にこの試案には賛成である。とりあえずは各会社の判断で、取締役会の監視機能の強化という面から任意的に定款で各種委員会を創設すると共に、業務執行の面ではその効率性を高めるために執行役への権限移譲を図ることは、行き詰まっているわが国のコロナ・ガバナンスの打開策として必要である。

その場合、試案の提案のように、三人以上からなる各種委員会の構成メンバーの過半数は、社外取締役によつて構成される必要がある。そして、各委員会の機能を發揮させるためには、内部統制（internal control）の充実が不可欠である。

特に、監査委員会の設置の場合には、従来の監査役制度が不要となることから、経営機構のあり方に従来型と新型の併存となるが、どちらが優れた経営統治となるかは、暫くは市場の判断に任せるべきことになるが、近い将来的には、本試案の方向に一本化すべきであろう。何故なら、わが監査役制度は幾多の改正を経たにも拘わらずその実効性に疑問があるからである。

会社の計算・開示関係

第二十 資産評価等に関する規定の方法

一 会計帳簿における財産の価額の記載方法

株式会社の会計帳簿に記載すべき財産の価額については、第三十四条の規定は、適用しないものとし、財産、繰延資産及び引当金の額並びに記載の方法は、法務省令で定めるものとする。

二 配当限度額の算定

第二百九十三条第一項第四号から第六号までの規定を削除し、法務省令で定める額を貸借対照表上の純資産額から控除するものとする。

三 中間配当限度額の算定

第二百九十三条ノ五第三項第三号から第五号までの規定を削除し、法務省令で定める額を最終の貸借対照表上の純資産額から控除するものとする。

注1 第二百八十五条ノ一から第二百八十七条ノ一までの規定を削除するものとする。

注² 証券取引法第二十四条の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出すべき株式会社は、財務諸表等規則の定めに従い、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないものとすることが適当であるとする考え方があるが、

どうか。

注³ 営業報告書の記載事項並びに付属明細書の書類の簡素化及び合理化についていは、なお検討する。

第二十 資産評価等に関する規定の方法

一 会計帳簿における財産の価額の記載方法

賛成

繰延資産の範囲及び償却費の計算方法は法人税法では政令で規定することによって商法に対しても一定の歯止めをしているので、省令で規定しても差し支えないであろう。また、商法（商二八六一～八七）は、法人税法（法人税法施行令一四）とは異なり、債権者及び株主の利益保護の観点から、繰延資産の範囲が狭く限定されているので省令で記載方法が規定されても債権者等の利益を損なうことはないであろう。

引当金については、繰越資産と同様に、実体的部分が法定（商二八七条の二）されているので、記載方法の省令への委任は差し支えないであろう。

二 配当限度額の算定

賛成

二九〇条の規定は、過去からの利益留保額であつても、適法に配当可能分として処分できるところに、会計理論からみて異論のでてくる余地があるといわれていた。商法における配当限度額の計算は、純資産額から出発するので、適正な純資産額算定のためには資産、負債としての貸借対照表能力の問題とかそのそれぞれの評価規程が必要となる。商法二八五条ノ二以下（削除された二八五条ノ三を除く）の評価規定の解釈を適正にやればすむことであるので、この案に賛成。

三 中間配当限度額の算定

賛成

商法二九三条ノ五第一項から二項が配当限度額の実体部分を規定しているので、削除しても差し支えない。すなわち、中間配当限度額は、前期末貸借対照表における処分可能利益から、前決算期に関する定期総会において積み立てた利益準備金及び処分した利益（利益配当、役員賞与金等）の合計額を控除した残高があるので、その前提たる同条一項から二項の規定を適正に解釈・運用すれば問題は生じない。

第二十一 商法特例法上の大会社についての連結計算書類の導入

一 連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成

大会社は、毎決算期に連結貸借対照表及び連結損益計算書を作り、取締役会の承認を得なければならぬもの

とする。

注1 連結の範囲を商法特例法で規定することの要否については、なお検討する。

注2 連結計算書類を作成すべき大会社の範囲については、当分の間、証券取引法第二十四条第一項により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出すべき大会社に限るのが適当と考えるが、どうか。

注3 連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成の方法は、法務省令で定めるものとし、連結財務諸表規則の規定を適宜引用するものとする。

注4 注記事項に関する規定をどの程度引用するかについては、なお検討する。

二 監査役及び会計監査人の監査

1 監査役及び会計監査人の監査

一の書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならぬものとする。

2 監査役及び会計監査人の調査権

大会社の監査役及び会計監査人は、その職務を行うために必要があるときは、一の書類に係る連結の範囲に含まれる子会社等に対して営業の報告（会計監査人の場合は会計に関する報告）を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況を調査することができるものとする。この場合において、その子会社等は、正当の理由があるときは、報告又は調査を拒否することができるものとする。

注5 監査役の兼任を禁止すべき範囲（第二百七十六条）及び監査役の社外性の要件（商法特例法第十八条第一項）の見直しの要否については、なお検討する。

注6 会計監査人の欠格事由（商法特例法第四条第二項第一号）及び会計監査人が使用し得る者の欠格事由（商法特例法

第七条第五項) の見直しの要否については、なお検討する。

3 取締役の監査役会及び会計監査人への一の書類の提出期限

取締役が一の書類を監査役会及び会計監査人に提出すべき期限は、定時総会の八週間前までとするものとする。ただし、監査役会及び会計監査人の同意を得た場合には、その期限を延長することができるものとする。

4 会計監査人の監査報告書

会計監査人が2の規定により一の書類に係る連結の範囲に含まれる子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果(会計に関する部分に限る。)を監査報告書の記載事項とするものとする。

注7 他の認識事項については、単体の計算書類に関するものと同様の規定をするものとする。

注8 監査報告書の記載事項に関する規定を法務省令に委任することも考えられるが、どうか。

5 会計監査人の監査報告書の提出期限

会計監査人は、商法特例法第十三条第一項の規定にかかわらず、監査役会及び取締役の同意を得て、監査報告書の提出の期限を延長することができるものとする。

6 監査役会の監査報告書

監査役が2の規定により一の書類に係る連結の範囲に含まれる子会社等に対し営業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果(会計に関する部分以外の部分に限る。)を監査報告書の記載事項とするものとする。

7 監査役会の監査報告書の提出時期

監査役会は、商法特例法第十四条第一項の規定にかかわらず、取締役の同意を得て、監査報告書の提出の期限を延長することができるものとする。

注9 大会社における計算書類及び監査報告書の提出時期に關し、法律で特段の定めを設けることは不要であるとする意見があるが、どうか。

三 本店及び支店における備置き

- 1 大会社は、本店及び支店において、一の書類を備え置かなければならぬものとする。
- 2 株主及び会社の債権者は、一に掲げる書類の閲覧又は会社の定めた費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めるものとする。
- 3 親会社の株主は、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て子会社の一の書類の閲覧又は会社の定めた費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めるものとする。

四 株主に対する送付

定時総会の招集の通知には、一の書類の謄本を添付しなければならないものとする。

五 株主総会における取扱い

取締役は、一の書類を定時総会に提出してその内容を報告しなければならないものとする。

六 公 告

取締役は、五の報告のほか、第二百八十三条第一項の承認を得、又は商法特例法第十六条第一項後段の報告をしたときは、遅滞なく一に掲げる書類又はその要旨を公告しなければならないものとする。

第二十一 商法特例法上の大会社についての連結計算書類の導入

一 連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成

賛成

但し、注1（連続の範囲）については意見がある。

連結財務諸表制度は、企業集団を单一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告する制度である。したがつて、国内外を問わず、子会社「議決権割合五〇%超の会社（議決権割合が五〇%以下で、意思決定機関を実質的に支配している会社を含む）」、子会社「議決権割合一〇%以上五〇%以下の会社（議決権割合が一〇%未満で、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を継続的に与えることができる会社を含む」まで範囲を含めるべきである。

二 監査役及び会計監査人の監査

『商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案』に対する京都学園大学法学部教授会の意見

1 監査役及び会計監査人の監査

賛成

2 監査役及び会計監査人の調査権

賛成

3 取締役の監査役会及び会計監査人への一の書類の提出期限

賛成

4 会計監査人の監査報告書

賛成

5 会計監査人の監査報告書の提出期限

賛成

6 監査役会の監査報告書

賛成

7 監査役会の監査報告書の提出時期

賛成

三 本店及び支店における備置き

賛成

四 株主に対する送付

賛成

五 株主総会における取扱い

賛成

六 公告

賛成

第二十二 貸借対照表等の公開

一 株式会社にあつては、定時総会終了後、所定の期間内に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書並びに監査報告書を提供しなければならないものとする。

二 何人でも、一の規定により提供された貸借対照表及び損益計算書並びに監査報告書につき、その提供後五年内は、法務省令で定めるところにより、閲覧等を請求することができるものとする。

三 資本の額が五億円未満で、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が二百億円未満の会社にあつ

ては、取締役は第二百八十三条第三項の規定による公告を省略することができるものとする。

注1 貸借対照表等の提供及び閲覧の方法については、インターネットを利用した方法を含むものとするが、その具体的な方法（例えば、特定のホームページへの掲載等）については、なお検討する。

注2 資本及び負債の額が一定の金額以下の会社にあっては、当分の間、貸借対照表のみを提供の対象とすべきとの見解があるが、どうか。

注3 資本及び負債の額が一定の金額以下の会社にあっては、一による提供、官報若しくは日刊新聞紙による公告、特定のホームページへの掲載又はこれとリンクした自社ホームページへの掲載等の選択を可能とするかについては、なお検討する。

注4 第二百六十六条ノ三第一項の規定を改正する必要はないと考えるが、どうか。

第二十二 貸借対照表等の公開

賛成であるが、

大會社が一種類の計算書類を作成する負担を軽減措置として商法と証券取引法との調整をはかることを前提とするならば、当然に投資家・債権者の保護の観点から公表すべきである。二十一の一注1で連結貸借対照表及び連結損益計算書のそれぞれの範囲を検討する際には、この公開を念頭に置いたものでないと無意味である。

また、連結計算書類の導入の趣旨はグループ企業の財産状態をグループ全体として明確に把握することにある。その意味からしても公開すべきであると考える。

そ の 他

第二十三 現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の證明

一 設立時における現物出資及び財産引受の目的物たる財産の価格の證明

1 発起設立の場合

- (一) 取締役は、その選任後、遅滞なく、第一百六十八条第一項に掲げみ事項が相当であることについて、弁護士、公認会計士又は監査法人（以下「弁護士等」という。）の證明を受けなければならぬものとする。
- (二) 次に掲げる者は、(一)の規定による證明を行うことができないものとする。
 - (1) 会社の取締役、監査役若しくは支配人その他の使用者である者又はその配偶者
 - (2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - (3) 監査法人でその社員のうちに(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- (三) (一)の證明を行つた弁護士等がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その弁護士等は、会社に対し連帶して損害賠償の責めに任ずるものとする。
- (四) (一)の弁護士等の證明に誤りがあつたことにより第三者に損害を生じさせた場合には、その弁護士等は、その第三者に対し連帶して損害賠償の責めに任ずるものとする。ただし、その任務を行うについて注意を怠らなか

つたことを証明したときは、この限りでないものとする。

(五) 取締役及び監査役は、(一)の弁護士等の証明書及び左の事項を調査しなければならないものとする。

第一百七十三条第二項に定める場合における同項の財産につき、定款に定めた価格が相当であるか否か

会社の設立に際して発行する株式の総数の引受けがあつたか否か

(2)の株式につき、払込み及び現物出資の給付があつたか否か

2 募集設立の場合

(一) 定款をもつて、第一百六十八条第一項に掲げる事項を定めたときは、発起人は、これが相当であることについて、弁護士等の証明を受けなければならないものとする。

(二) (一)の(二)、(三)及び(四)の規定は、(一)の場合に準用するものとする。

(三) (一)の弁護士等の証明書は、これを創立総会に提出しなければならないものとする。

3 発起人、取締役及び証明を行つた弁護士等の財産価格てん補責任

第一百六十八条第一項第五号又は第六号の財産の会社成立当時における実価が定款に定めた価格に著しく不足するときは、発起人、会社成立当時の取締役及び1の(一)又は2の(一)の証明を行つた弁護士等は、会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負うものとする。ただし、当該弁護士等については、その証明をした当時における実価が定款に定めた価格に著しく不足するものでなかつたことを証明したときは、この限りでないものとする。

4 弁護士等の会社に対する責任についての株主代表訴訟

第一百六十六条第五項及び第一百六十七条から第一百六十八条ノ三の規定は、1の(一)又は2の(一)の証明を行つた弁護士等の責任に準用するものとする。

二 事後設立の目的たる財産の価格の証明

1 取締役は、第二百四十六条第一項の契約が相当であることについて、弁護士等の証明を受けなければならぬものとする。

2 第百七十三条第二項の規定は1の場合に、第一百八十二条第三項及び第一百八十四条第二項の規定は1の弁護士等の証明書に、一の1の(三)、(四)及び4の規定は1の証明を行つた弁護士等に準用するものとする。

三 新株の発行時における現物出資の目的たる財産の価格の証明

1 現物出資をする者がある場合においては、取締役は、第二百八十一条ノ一二第一項第三号に掲げる事項が相当であることについて、弁護士等の証明を受けなければならぬものとする。ただし、現物出資をする者に対しても与える株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えず、かつ、新たに発行する株式の数の五分の一を超えないとき又は現物出資の目的たる財産の価格の総額が万百万円を超えないときは、この限りでないものとする。

2 第百七十三条第二項後段、一の1の(三)、(四)及び4の規定は、1の本文の場合に準用するものとする。

注1 弁護士に関しては、本年の通常国会に「弁護士法の一部を改正する法律」の法案が提出されているので、その成立後は、「弁護士等」に弁護士法人を加えるものとする。

注2 欠格事由については、なお検討する。

注3 現行の第二百七十三条第二項は存置し、同条第三項（第二百八十二条第二項、第二百四十六条第三項及び第二百八十二条ノ八第二項で準用する場合を含む。）は、削除する。

注4 弁護士等の責任に関して、一の3との関係において、一の1の(三)の規定を設ける必要があるかどうかについては、な

お検討する。

注5 現行の検査役調査制度を存置し、選択的に利用できることとすべきかどうかについては、なお検討する。

第二十三 現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明

先ず、本項の構成であるが、会社の設立につき、旧來の概念構成に固執して、1、発起設立の場合と 2、募集設立の場合とに、分けて考察することの必要性が分からぬ。既に、現行法では発起人一人での設立を認めているのであるから、今一步思考を進めて「創立主義」を採用した設立手続きを導入した方がより合理的かつ簡明である、と考える。しかし、詳述の位置づけをわかりやすくするため、以下、意見照会の順序に従つて意見を述べる。

一 設立時における拠出目的物たる財産の価格の証明

1 発起設立の場合

(一) 疑問である。

〔理由〕 先ず、試案では、拠出目的物の内容をどの様に把建しているのか？

- ① 多く拠出されると思われる土地、建物の不動産が対象となつた場合、不動産鑑定士をなぜ評価資格者として加えなかつたのか？しかも弁護士等が評価に任務懈怠または誤りがありそれにより第三者に損害を生じさ

せた場合は、弁護士等に損害賠償責任が課せられるのであるから（三、四参照）、責任を避けるために、不動産鑑定士に依頼するのは必然である。その結果、費用と日数がかかることは、言うまでもない。

② 拠出目的物が、特許権、ノウ・ハウ等の無体財産権である場合は、弁護士等は評価能力において不適格者であることが多い、と思われる。むしろ弁護士の中から適切な評価担当者を見出すことは至難の業であると思われる。

したがつて、あらかじめ、地裁段階で、適切な評価能力者の選定委員会を設置しておき、この委員会に評価担当者の任命を任せたら如何。このようなシステムがすでにアメリカでの州会社証券法において採用されていることは、わが国において紹介されているので、参考検討されたい。

（二）一応、賛成する

〔理由〕 （一）で述べたシステムを採用するならば、かかる証明権者の欠格事由を列挙するまでもない。仮に、不採用の場合でも、取締役等の欠格事由の規定とのバランスにおいて定めるものと考えるが、フランス法の模倣にすぎず、いたずらに法規を重ねるのではなく、法解釈の面で実質的な法運用を図ればよい、と考える。

（三）、（四）一応、賛成

〔理由〕 （二）で述べた理由と同じ。

（五）賛成。

〔理由〕 従来と本質的に変わらないから。

（六）冒頭において述べたので、省略する。

（七）賛成。

〔理由〕 デフレ等による目的物の価格下落が起ころうるのであるから、当然の規定と考える。

4 賛成

〔理由〕 証明関与者に対する責任追求の手段として、株主代表訴訟が認められることは、一定の権限ある者に対する措置として当然と考えるからである。

二 事後設立の目的たる財産の価格の証明。

賛成

〔理由〕 事後設立の規定は、設立時の脱法行為防止のために設けられたものであるから、設立時と同様の手続規定を設けることは、当たり前である。

三 新株の発行時における現物出資の目的たる財産の価格の証明

賛成

〔理由〕 前出二において述べたと同様の理由による。小額目的物の出資に対する但書きの規定が、現物出資の制度活用化のためであれば、問題所在の本質を誤認しており、効果はない。

第二十四 会社関係書類の電子化

一 商法、担保附社債信託法、有限会社法及び商法特例法の規定により合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社が作成すべきものとされる書類は、一定のものを除き、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下回じ。）の作成をもつて当該書類の作成に代えることができるものとする。

二 一に掲げる法律の規定により会社が保存し、又は備え置くべきものとする書類が最初の記録段階から一貫して電磁的記録により作成され、当該書類の作成に代えられた場合にあつては、当該電磁的記録の保存又は備置きをもつて当該書類の保存又は備置きに代えることができるものとする。この場合において、当該書類を保存し、又は備え置くべき義務を有する者は、当該電磁的記録に係る記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならないものとする。

三 一の場合において、当該書類について閲覧若しくは謄写を求め、又は謄本若しくは抄本の交付を請求することができる者は、当該電磁的記録を保存し、又は備え置くべき義務を有する者に対し、当該電磁的記録を相当の期間内に明確かつ容易に読むことができる書面に出力することを請求することができるものとする。

四 一及び二の規定に係る電磁的記録に対する商法、破産法、民事再生法及び会社更生法の規定の適用については、当該電磁的記録を当該規定に規定する書面とみなし、又は当該電磁的記録への記録を当該書面への記載と

みなして、当該規定を適用するものとする。

五 一に掲げる法律の規定により署名すべきものとされている文書について、一の規定により電磁的記録を作成する場合には、電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項の電子署名をもつて署名に代えることができるものとする。

注1 一における電磁的記録の作成の認められない書類としては、株券、債券等を規定するものとする。

注2 電子署名には実用化されていないものを含め多様な方法が存在するため、確認が容易な一定の範囲の方法に限定することとするかについては、なお検討する。

第二十五 株式会社の公告の電子化等

一 電磁的方法による公告

1 株式会社（以下第二十五において「会社」という。）は、第一百六十六条规定にかかわらず、電気通信回線を使用して電磁的記録に記録することができる情報を送信する方法（以下「電磁的方法」という。）によるもので法務省令で定めるものにより公告をすることができるものとする。

2 会社は、第三百七十四条ノ二十第一項ただし書又は第四百十二条第一項ただし書の規定にかかわらず、三百七十四条ノ二十第一項本文又は第四百十二条第一項本文の公告を官報のほかに公告をする方法として定款に定める電磁的方法によりしたときは、第三百七十四条ノ二十第一項本文又は第四百十二条第一項本文に規定する知れている債権者に対する催告は、することを要しないものとする。

注1 法務省令で定める公告の具体的方法としていかなる限定を加えるかについては、なお検討する。

注2 電磁的方法による公告を加えることを検討する際における情報格差の問題への配慮については、なお検討する。

二 会社から株主又は端株主に対する通知又は催告の電子化

1 商法又は商法特例法の規定により会社から株主又は端株主に対する通知又は催告は、株主又は端株主の同意を得た場合には、電磁的方法によつてすることができるものとする。

2 1の株主又は端株主の同意を得た会社についての第二百四条ノ一、第一三百六条、第二百十条ノ一、第二百一十三条、第二百二十四条、第二百二十四条ノ二、第二百三十条ノ一、第二百二十二条、第二百三十二条ノ一、第二百四十五条、第二百八十条ノ一、第二百八十三条、第三百四十二条、第三百五十三条、第三百七十四条、第三百七十四条ノ十七、第三百七十五条及び第四百八条並びに商法特例法第二十一条の二及び第二十一条の三の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

注3 会社から株主又は端株主に対する通知について電磁的方法によることをも採用することとした場合に、これをいかなる方法で株主又は端株主に周知せしめるかについては、なお検討する。

注4 定時総会の招集通知には計算書類や監査報告書の謄本を添付することを要することとされているところ、会社から株主に対してする通知又は催告について電磁的方法を採用することとした場合に、添付ファイルとして送信するのみでなく、招集通知のメールにこれらの書類が見られるサイトのアドレスを記載するという取扱いを認めることとするかについては、なお検討する。

三 株主から取締役又は会社に対する請求又は通知の電子化

1 商法又は商法特例法の規定による会社から受ける通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した株主は、第二百四条ノ二第一項、第二百十条ノ二第九項、第二百二十二条ノ二、第二百三十七条第一項、第二百三十七条ノ三第二項、第二百三十九条ノ二第一項、第二百四十五条ノ一、第二百四十五条ノ五第三項、第二百五十六条ノ三第一項、第二百六十七条第一項、第二百九十三条ノ六第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項、第三百五十八条第五項、第三百七十四条ノ三第一項、第三百七十四条ノ二十三第五項、第四百八条ノ三第一項及び第四百十二条ノ三第五項の請求又は通知を電磁的方法によつてすることができるものとする。

2 1の株主についての1に掲げる規定（第二百五十六条ノ三第一項及び第二百九十三条ノ六第一項を除く。）並びに第二百四十五条ノ三第一項、第二百四十五条ノ五第四項、第二百五十六条ノ三第一項及び第六項、第二百九十三条ノ六第二項、第三百五十八条第六項、第三百七十四条ノ二十三第六項並びに第四百十二条ノ三第六項の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

四 電磁的方法による株主の代理人の代理権の証明

- 1 会社は、取締役会の決議をもつて、株主が代理権を証する電磁的記録を会社に提供することによつて代理人に議決権を行使させることができるものとする。
- 2 1の取締役会の決議がされた会社についての第二百三十九条の規定の適用について所要の読み替えを行うもの

とする。

五 株主総会に出席しない株主の電磁的方法による議決権の行使等

- 1 会社（商法特例法上の大会社であつて議決権を有する株主の数が千人以上の会社を除く。以下2から5までにおいて同じ。）は、取締役会の決議をもつて、株主総会に出席しない株主が、書面又は電磁的記録（以下五において「書面等」という。）によつて議決権を行使することができる旨を定めるものとする。
- 2 1の会社にあつては、株主総会の招集の通知を行うときは、議決権を行使するための書面等及び議決権の行使について参考となるべき事項として法務省令で定めるものを記載し、又は記録した書類又は電磁的記録を法務省令で定める方法により提供しなければならないものとする。
- 3 書面等による議決権の行使は、前項の書面等に必要な事項を記載又は記録し、これを株主総会の会日の前日までに1の会社に提供して行うものとする。
- 4 書面等によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入するものとする。
- 5 四の2により読み替えて適用する第二百三十九条第五項及び第六項の規定は、3の規定により提供された書面等について準用するものとする。
- 6 1から5までの規定は、商法特例法上の大会社であつて議決権を有する株主の数が千人以上の会社に準用するものとする。この場合において、1から5までの規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。
- 7 6の会社であつて1の取締役会の決議をしたものは、株主総会の招集の通知を行うときは、会社から受ける通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した株主に対しては、議決権を行使するための書面を

提供することを要しないものとする。

注5 テレビ会議システムを利用した株主総会を認めることとするか等については、なお検討する。

六 会社等から債権者に対する通知又は催告の電子化

- 1 商法の規定により会社、社債管理会社又は第三百二十四条第一項の決議を執行する者から債権者に対してする通知又は催告は、債権者の同意を得た場合には、電磁的方法によることができるものとする。
- 2 1の債権者の同意を得た会社についての第三百一条、第三百七条及び第三百十七条の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

七 債権者から会社等に対してする請求の電子化

会社又は社債管理会社から債権者に対する通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した債権者は、第三百二十条第三項の請求を電磁的方法によつてすることができるものとする。

注6 会社が債権者に対する通知について、電磁的方法によることをも採用することとした場合に、これをいかなる方法で債権者に周知せしめるかについては、なお検討する。

八 電磁的方法による社債権者の議決権の行使

- 1 六の1の会社にあっては、社債権者集会に出席しない社債権者は、電磁的方法により議決権を行使することができるものとする。

2 1の規定により議決権を行使するには、電磁的記録に必要な事項を記録し、これを社債権者集会の会日の前日までにその招集者に提供しなければならないものとする。

3 1の規定により行使された議決権の数は、出席した社債権者の議決権の数に算入するものとする。

第二十六 有限会社の公告の電子化等

一 公告の電子化

有限会社（以下第二十六において「会社」という。）は、有限会社法第六十三条第三項又は第六十三条ノ九第四項の規定にかかるらず、同法第六十三条第一項において準用する商法第四百十二条第一項又は有限会社法第六十三条ノ九第四項において準用する商法第三百七十四条ノ二十第一項の公告をする方法として電磁的方法によるもので法務省令で定めるものによりする旨の定款の定めを設けたときは、その規定は本店の所在地においては一週間、支店の所在地においては三通間内に登記しなければならないものとする。

二 会社から社員に対する通知又は催告の電子化

1 有限会社法の規定により会社から社員に対する通知又は催告は、社員の同意を得た場合には電磁的方法によつてすることができるものとする。

2 1の社員の同意を得た会社についての有限会社法第二十条、第二十八条、第四十条及び第六十七条の規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

三 社員から取締役又は会社に對してする請求又は通知の電子化。

1 会社から受ける通知又は催告の方法として電磁的方法によることに同意した社員は、有限会社法第十九条第三項、第三十一条第一項、第三十七条第一項及び第六十四条ノ二第一項の請求又は通知を、電磁的方法によつてすることができるものとする。

2 1の社員の同意を得た会社についての1に掲げる規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

四 電磁的方法による決議

1 総会の決議をすべき場合において総社員の同意があるときは、有限会社法第四十二条第一項の規定にかかわらず、電磁的記録による決議をすることができるものとする。

2 決議の目的である事項について総社員が電磁的記録をもつて同意したときは、電磁的記録による決議があつたものとみなすものとする。

3 電磁的記録による決議は、総会の決議と同一の効力を有するものとする。

4 総会に関する規定は、電磁的記録による決議に準用するものとする。

五 電磁的方法による社員の代理人の代理権の証明等

第二十五条の四の1及び第二十五条の五の1から4までの規定は、会社について準用するものとする。この場合において、第二十五条の四の1及び第二十五条の五の1から4までの規定の適用について所要の読み替えを行うものとする。

六 会社等から債権者に対する通知又は催告の電子化等

有限会社法の規定により会社から債権者に対する通知又は催告は、債権者の同意を得た場合には電磁的方法によることができるものとする。

注1 五の規定のほかに四の規定を設ける必要があるかについては、なお検討する。

第二四～第二六 「電子化」部分全体に共通する問題意識

基本的に賛成であるが、他の電磁的文書にかかる法制度との整合性に留意して、政令などで具体的行使方法を明らかにすべきである。

また、デジタルデバイドといった問題や電磁的文書に関する法制度が必ずしも整備されていない現状では、電磁的文書が従来の方法の代替手段とはせずに、当面は従来の方法の補完的手段として機能するよう配慮する必要がある。

IT基本法では、二〇〇五年にはわが国は世界でも最先端のIT国家になることが目指されている。こうした情報社会の展開を考えれば、会社関係の書類あるいは手続きが電磁的な手段によつても行なわれるとするのは合理性があるというべきである。但、以下の諸点に留意する必要がある。

第一に電磁的記録として考えられているものが具体的にどのような手段を指すのかという点である。ひとつ、電子メールをとっても、それはパソコンを介したものから携帯電話でのメールなどその機能や利用者側の利便性の観点か

ら異なる性質をもつたともいえるものがある。具体的には「法務省令」で枠の問題として検討されることになるものと思われるが、そのあり方が重要である。また、「電子的」と「電磁的」という言葉に象徴されるように、具体的な用語を確定していく必要もある。

第二に、情報社会の展開が幅広く国民全体に行き渡るわけではない点への留意が必要である。いわゆる「デジタルデバイド」の問題である。また、今後の展開でアクセスに対する消費者の費用の軽減が期待されるが、電磁的手段による文書は、例えば株主がアクセスしなければ読めない手段である場合が少なくない。一方で企業が公告のために負担してきたコストが軽減されることを考えれば、当面はできるだけ多様な方法による情報提供が考えられる必要がある。

第三に、いわゆる電磁的文書の証拠力の問題がある。電磁的文書は改変が容易で、その痕跡がほとんど残らない。

そこで、電磁的文書が裁判に利用される可能性がある限り、それを利用する当事者のどちらがその真正につき立証責任を負担するのかが明らかにされる必要がある。商法独自でこの問題に対応すべきかは議論が残るところだが、結果的には電磁的文書の真正性について商法は具体的な規定をおいていない。なお、電子署名および認証業務に関する法律では、電子署名の付された文書の真正を推定する規定がおかれている。会社文書に電子署名や電子認証をどのように活用するのかが問われる。もちろん、これは、通知や催告、代理権の証明などを電磁的文書で行なう場合にも同様に問題となる。

第二四 会社関係書類の電子化

- ・電子化された文書の証拠力をどう考えるか。

・保存又は備置きはどのような手段が考えられるのか。例えば、電子認証を受けた電磁的文書を書き換えるのできないメディア（例えば CD-ROM）に保存することを具体的に義務付ける必要はないか。

第二五、第二六 公告の電子化等

・公告については電磁的記録による公告が従来の手段に代わるものとすることが可能であるかのように規定されているが、アクセス費用やデジタルデバイドの問題を考慮すれば、電磁的公告はあくまで副次的な手段とされるべきではないか。あるいは、電磁的公告によることが例えば株主総会等で承認された場合のみにその手段の利用を認めるべきではないか。

- ・電磁的な手段で公告される情報がどれだけの期間、いつから掲示されるかについての原則が必要ではないか。
- ・電磁的方法による通知や催告が、あくまで株主等の同意を前提としている点は評価する。
- ・注4でメールへの添付ファイル形式での通知が想定されているようにも読めるが、添付ファイル形式の場合、フォーマットの違いでその文書を開けない可能性もある。その点への考慮が必要である。
- ・代理権を証する電磁的記録の提出については、その真正さの確認のために、電子署名あるいは電子認証が用いられるべきである。この点は、その他人を特定する必要がある場合の文書について同様である。
- ・電磁的文書の効力発生時期は基本的には相手方への到達によると思われるが、問題はないか。

第二十七 資本減少手続の合理化

- 一 資本減少の決議における株主総会の決議事項を明確にするものとする。
- 二 債権者保護の観点から、資本減少の際の公告事項及び通知事項を充実させるものとする。

注1 資本減少の際の金銭の払戻についての規制の要否については、なお検討する。

注2 資本減少の場合を含む商法中の債権者保護手続の全般について合理化を検討すべきであるとの意見があるが、どうか。

第二十七 資本減少手続の合理化

賛成。

資本減少は株主及び会社債権者にとって重大な影響を及ぼす。そのため、試案のいうように決議事項の明確化を図り、債権者の保護の観点から、減資の際の公告事項・通知事項の充実を図る必要がある。ただ、①②項とも、具体的な方法が不明である。

第二十八 外国会社

一 外国会社の日本における代表者

1 外国会社が日本において取引を継続してしようとするときは、日本における代表者を定めなければならぬものとする。

2 1に規定する場合においては、外国会社は、日本に成立する同種の会社又は最もこれに類似するものの設立の登記及び公告の規定が定めるところに従い、登記及び公告をしなければならないものとする。

3 2の登記にあつては、会社設立の準拠法並びに日本における代表者の氏名及び住所をも登記及び公告しなければならないものとする。

4 外国会社は、最終の貸借対照表若しくはその準拠法において最もこれに類似するもの又はその要旨を公告しなければならないものとする。

5 第七十八条の規定は、外国会社の代表者に準用するものとする。

6 第百条の規定は、2の登記の抹消をする場合に準用するものとする。

二 日本における代表者の責任

1 代表者の責任

(一) 日本にある外国会社の財産をもつてその債務を完済することができないときは、日本における代表者は、連帶してその弁済の責めに任ずるものとする。

(二) 日本にある財産に対する強制執行がその効を奏しないときも、(一)と同様とするものとする。

(三) (二)の規定は、日本における代表者が外国会社に弁済の資力があり、かつ、執行の容易であることを証明したときは、適用しないものとする。

2 代表者の抗弁

(一) 日本における代表者は、外国会社に属する抗弁をもつて、外国会社の債権者に対抗することができるものとする。

(二) 外国会社がその債権者に対し相殺権、取消権又は解除権を有する場合においては、日本における代表者は、その者に対し、債務の履行を拒むことができるものとする。

3 退任した代表者の責任

(一) 日本における代表者でなくなつた者は、一の3の登記について変更の登記又はその抹消をする前に生じた外国会社の債務につき責任を負うものとする。

(二) (一)の責任は、(一)の変更の登記又は抹消の後二年内に請求又は請求の予告をしない外国会社の債権者に対しては、変更の登記又は抹消の後一年を経過した時に消滅するものとする。

三 裁判所による取引中止命令

裁判所は、左の場合においては、法務大臣又は株主、債権者その他の利害関係人の請求により、外国会社が日

本において取引をすることを止めるべきことを命ずることができるものとする。

1 営業の開始が不法の目的をもつてされたとき。

2 一の2の登記をした後、正当の事由なく、一年内に営業を開始せず、若しくは一年以上営業を休止したとき又は支払を停止したとき。

3 外国会社の代表者その他業務を執行する者が、法務大臣より書面による警告を受けたにもかかわらず、法令に定める会社の権限を越越し、若しくは濫用する行為又は刑罰法令に違反する行為を継続又は反覆したとき。

四 日本における財産の清算開始命令

第四百八十五条第一項及び第二項の規定は、外国会社がその営業を止めた場合に準用するものとする。

第二十八 外国会社

外国会社が我が国において継続的に取引を行うときには営業所を設けなくてはならないとする現行の規則（第四七九条）が厳格にすぎるため、この規制を変更することは妥当である。

債権者保護は重要であるが、外国会社についてのみ国内債権者保護の為の規定を置くことは、外国会社に対する規制と国内会社に対する規制との均衡をできるかぎり図る観点から、検討が必要であろう。

『意見照会に対する補足的意見』

京都学園大学法学部教授会において、「意見照会」事項以外に次のような意見が出されたので、簡潔に列記しておきたい。

- (1) 今回の商法改正作業が、経済不況下にある日本経済建て直しの一役として早急に行われたことは、理解できるが、どちらかと言えば、小手先の改正が多く、一貫した理論的背景が窺われない。
- (2) 大規模会社に対する商法改正は、随所に読みとれるが、小規模閉鎖会社に対する法改正は全く付け足しとしか感じられない。小規模閉鎖会社に対する根本的商法改正が望まれる。
- (3) 電子化の提案がなされているが、もし実施された場合の会社側または株主の電子化に対する法的インフラが既に整備されていると言えるのか?一定の混乱が生じるのではないか、との危機を抱く。また、電子化に伴う違法行為に対する法的手当ても罪刑法定主義の原則との絡みで検討の余地があるようと思われる。